

【MyMyポイント規定】

第1条（規定の目的等）

本規定は、株式会社エヌケーシー（以下「会社」という。）が発行する「エヌケーシー各種クレジットカード」および会社が認めた提携先クレジットカード「提携カード」（以下総称して「カード」という。）特典の1つとして会社が運営するエヌケーシーMyMyポイントサービス（以下「MyMyポイント」という。）の内容とその特典を受けるための条件を定めたものです。

第2条（MyMyポイント）

1. MyMyポイントは、会社がNKCクレジットカード会員規約（以下「会員規約」という。）に定めた付帯サービスとして提供するもので会員規約を承認した本人会員、家族会員および法人カード会員等（以下総称して「会員」という。）を対象とします。
2. MyMyポイントは、会社が会員へ会社の定める一定の条件のもとに、会社指定の加盟店で信用販売を受ける商品・役務等の購入金額（以下「カード利用代金」という。）に応じてポイントを付与し、会員はポイント数に応じて会社所定の商品券等（以下「商品券」という。）を受け取ることができる制度です。商品券は、ポイント数に基づき会社が計算・指定します。

第3条（ポイントの付与対象外）

前条に定めるカード利用代金には、カードキャッシング、その他所定のもの、含まれないものとします。

第4条（家族会員のカード利用代金）

家族会員のカード利用代金は、ポイントの付与に関して、当該家族会員の属する本人会員のカード利用代金とみなし、そのポイントは、本人会員に付与されるものとします。

第5条（ポイントの付与日）

ポイントは、カード利用代金に応じて、会社の所定日に本人会員に付与されます。

第6条（ポイントの付与取消）

会員の商品・役務等の取消等により、カード利用代金の全部または一部が取り消された場合は、当該取り消し額に応じたポイントも、会社所定の方法により取り消されるものとします。

第7条（ポイントの計算）

会社はカード種類に応じてポイント発行率を決定します。会員のポイントは、カード利用代金に応じて次のとおり計算され、①と②の合計ポイントが付与されます。①会社が指定する加盟店でのカード利用代金の合計額に対して、会社所定の率を乗じて得られるポイント。ただし、小数点以下の端数は切捨てとなります。②前記①以外で会社が会員へ付与するポイント。

第8条（ポイントの蓄積とポイント還元）

1. 会員は、カードの利用に応じポイントを蓄積することとします。
2. ポイント還元は、蓄積された有効なポイント残高 1,000 ポイント以上の場合に、会

社所定の方法により 1,000 ポイント単位で商品券を受け取ることができます。交換後の残ポイントは、翌月以降に持ち越すものとします。

3. 会員が会員資格を喪失した場合、理由の如何を問わず既に蓄積されているポイントは、会員資格の喪失時点をもって全て自動的に失効するものとします。

第9条 (ポイント交換手数料)

会員はポイント交換に際しては交換手数料として原則として1回あたり 250 ポイントを負担します。

第10条 (ポイントの消滅)

カードのポイント有効期限が切れた蓄積ポイントは消滅するものとします。

第11条 (ポイントの有効期限)

ポイントの有効期限は発行年から2年後の12月末日までとします。

第12条 (会員へのポイントの連絡)

1. 第7条に基づき計算された当月の新規付与ポイント数および蓄積された有効なポイント残高等は、本人会員に送付されるクレジットご利用明細書又はWeb会員の場合はWeb上の会員専用ページに記載されます。
2. 会員は、会社にお問い合わせることにより、その時点での有効なポイント残高を確認することができます。

第13条 (公租公課)

MyMyポイントによって提供を受けた商品券に公租公課が課せられる場合、会員は当該公租公課を負担するものとします。

第14条 (MyMyポイントに関する疑義等)

1. 会員は、理由の如何を問わず、MyMyポイントにおける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または、相続させることはできません。
2. ポイントの有効性、ポイント数、商品券の受取資格に関する疑義、その他ポイントの運営に関して生ずる疑義は、会社の決定するところによるものとします。

第15条 (終了・中止・変更等)

1. 会社は、予告なしに、いつでもMyMyポイントを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとし、会員は予めその旨承認するものとします。
2. 会社は、第7条にいうMyMyポイント所定の率を、予告なしにいつでも変更できるものとします。
3. MyMyポイントの内容は、日本国の法令の下に規制されることがあります。